

【令和4年2月時点】

事業名称：ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）による非行少年への学習支援事業
事業概要：少年院在院者のうち、出院後の継続的な学習に意欲のある者に対し、少年院在院中に学習支援計画の策定等を行った上で、出院後、最長1年間にわたり、継続的な学習支援を実施するもの。

※本事例における金額は、全て税込み表示とする。

●基本データ

事業実施主体	国（法務省）	
社会的課題及びその背景	<p>我が国の高等学校等への進学率は、令和2年度には98.8%に上っている（文部科学省「学校基本調査」）ものの、少年院入院者の教育程度を見ると、20.7%が中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、また、43.6%が高等学校を中退している現状にある（令和2年矯正統計年報）。</p> <p>他方、少年院出院者の15.5%は、進学を希望しているものの、進学先が決まらないまま出院しており（令和2年矯正統計年報）、令和2年に保護観察を終了した少年について、保護観察中に再非行・再犯により新たな処分を受けた者の割合を見ると、少年院出院者について学生・生徒であった者は12.7%であったのに対し、無職者は42.9%となっている（令和3年度犯罪白書）。</p> <p>このように、少年院出院者の中には、進学を希望しているものの、進学先が決まらないまま出院し、学習を持続できずに再非行や再犯に至る例があり、これに対応するためには、少年院在院中から保護処分終了後まで国として一貫した学習支援を行うことが有効と思われるものの、現下はその体制にないなどの課題があった。</p>	
目指す成果	非行少年に対する官民連携による柔軟かつきめ細やかな支援により、学習の継続と充実を図り、その生活基盤の安定を通じて再犯・再非行の防止を目指す。	
サービス対象者	少年院出院後、東京又は大阪に帰住する少年のうち、高卒認定試験の受験を予定している者や高等学校への復学を希望している者など	
事業関係者	委託者	国（法務省）
	受託者	（共同事業体）株式会社公文教育研究会、株式会社キズキ、一般社団法人もふもふネット
	サービス提供者	株式会社公文教育研究会、株式会社キズキ、一般社団法人もふもふネット

【令和4年2月時点】

	資金提供者	株式会社日本政策投資銀行(信託受益権投資型スキーム) 株式会社三井住友銀行(変動金利型貸付) 株式会社CAMPFIRE(融資型クラウドファンディング)
	第三者評価機関	なし ※事業の実施状況に関して、特定非営利活動法人ソーシャル・バリュー・ジャパンがモニタリングを実施
	中間支援組織	なし
サービス内容		少年院在院中に学習支援計画の策定等を行った上で、出院後、最長1年間にわたり、学習支援を実施するほか、専門家による個別面談等によって生活状況及び心情等の把握、少年の抱える課題の解決に向けた対応の検討などの生活支援を実施する。
成果指標		<p>【プロセス指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援計画の策定数</li> <li>・支援の継続率</li> <li>・学習支援計画の見直し検討の回数</li> </ul> <p>【アウトカム指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援計画上の目標達成率</li> <li>・専門家によるアセスメントの結果、生活状況が改善されたと判断された者の割合</li> <li>・再処分・再犯率(本事業の対象となる少年のうち、少年院出院後、再非行・再犯により新たな処分を受けた者の割合)</li> </ul>
事業期間		令和3年8月～令和6年3月 <p>【内訳】</p> サービス提供期間：令和3年8月～令和6年2月 評価時期：(令和3年度) 令和4年3月 (令和4年度) 令和5年3月 (令和5年度) 令和6年3月
契約金額	総額	総額：71,220千円(上限) <p>【内訳(上限)】</p> 令和3年度：16,750千円 令和4年度：25,520千円 令和5年度：28,940千円 ※表示単位未満を端数処理しているため、総額と一致しない。
	最低支払額	上限額の20%相当額
	成果連動支払額	上限額の80%相当額

【令和4年2月時点】

財政効果 の試算	費目	—
	金額	—
国の補助の活用の有無		—
債務負担行為の有無		あり（3年間）
事業者選定方法		公募型プロポーザル方式にて受託者を選定
成果実績		—

## ●事業詳細

### ア 事業実施の経緯

再犯防止推進計画<sup>1</sup>では、再犯の防止等の推進に関する法律に掲げられた基本理念をもとに5つの基本方針と7つの重点課題を設定しており、政府として取り組むべき115の具体的な再犯防止施策が掲げられている。

その中の具体的施策の一つとして、民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進が掲げられており、その一環として、民間資金を活用した支援の在り方について検討を行い、その結果に基づき施策を実施することとされている。

また、令和元年12月に犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止推進計画加速化プラン」においても、SIB等の仕組みを通じ、社会的課題に取り組むNPO、民間企業・団体等と連携した効果的な再犯防止・立ち直りに向けた活動を推進することとされている。

その上で、令和元年度に法務省が実施した、再犯防止活動における成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究の最終報告書では、具体的な案件例として「非行少年に対する継続的な学習支援の実施」が示された。

非行少年に対する学習支援については、

- ・ 我が国の高等学校等への進学率は、令和2年度には98.8%に上っているものの、少年院入院者の教育程度を見ると、20.7%が中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、また、43.6%が高等学校を中退している現状にあること
- ・ 他方、少年院出院者の15.5%は、進学を希望しているものの、進学先が決まらないまま出院しており、令和2年に保護観察を終了した少年について、保護観察中に再非行・再犯により新たな処分を受けた者の割合を見ると、少年院出院者について学生・生徒であった者は12.7%であったのに対し、無職者は42.9%となっていること

などの現状から、少年院出院者の中には、学習を持続できずに再非行や再犯に至る例があり、これに対応するためには、少年院在院中から保護処分終了後まで国として一貫した学習支援を行うことが有効と思われるものの、現下はその体制にないことなどの課題があった。

<sup>1</sup> [https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04\\_00036.html](https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00036.html)

## 【令和4年2月時点】

そこで、SIBの手法を活用することで民間のノウハウを最大限に引き出しつつ、学習意欲のある非行少年に対する継続的かつ一貫した学習支援を行うことにより、対象者の再犯・再非行の防止を実現することを目的としたものである。

なお、政府においては、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」<sup>2</sup>に基づき、再犯防止を重点分野の一つとして、成果連動型民間委託契約方式の普及促進を進めることとしている。特に、民間資金を呼び込むSIBは、「経済財政運営と改革の基本方針2020」<sup>3</sup>においても積極的な活用を図ることとされている一方、国の直轄事業においてSIBが活用された事例はなかった。本事業は、国が主体となってSIBを活用する初めての事業であり、再犯防止分野においては、地方公共団体も含めて初の取組となる。

### イ 体制の詳細

法務省は、民間の教育サービス企業である株式会社公文教育研究会及び株式会社キズキ並びに非行・犯罪・暴力に関する調査研究、被害者・加害者及びその家族に対するケアとサポート等を実施している一般社団法人もふもふネットによる共同事業体と契約を締結している（代表企業：株式会社公文教育研究会）。

各事業者の役割等は以下のとおり。

- ・ 株式会社公文教育研究会：事業の実実施計画・遂行のとりまとめ、学習教材、学習支援のノウハウの提供
- ・ 株式会社キズキ：東京拠点における支援
- ・ 一般社団法人もふもふネット：大阪拠点における支援

また、NPO法人ソーシャル・バリュー・ジャパンは、支援の実施現場への訪問や受託事業者が作成する月次報告書の内容を確認するとともに、同内容を踏まえた受託事業者に対するアドバイスを行う等、事業の実施状況に関するモニタリングを実施する。

なお、資金提供のスキームは、以下のとおり。

#### ① 信託受益権投資型スキーム（㈱日本政策投資銀行）

日本政策投資銀行においては、信託銀行が国からの委託費の支払いについて設定した信託の受益権の一部を公文教育研究会から購入する方法により、共同事業体の代表事業者である公文教育研究会に対して投資を行い、事業の成果に応じた償還を受ける予定。

#### ② 変動金利型貸付（㈱三井住友銀行）

三井住友銀行においては、事業の成果に応じて変動する金利条件により、共同事業体に融資をすることで、事業の成果に応じた金利の支払いを受ける予定。

#### ③ 融資型クラウドファンディング（㈱CAMPFIRE）

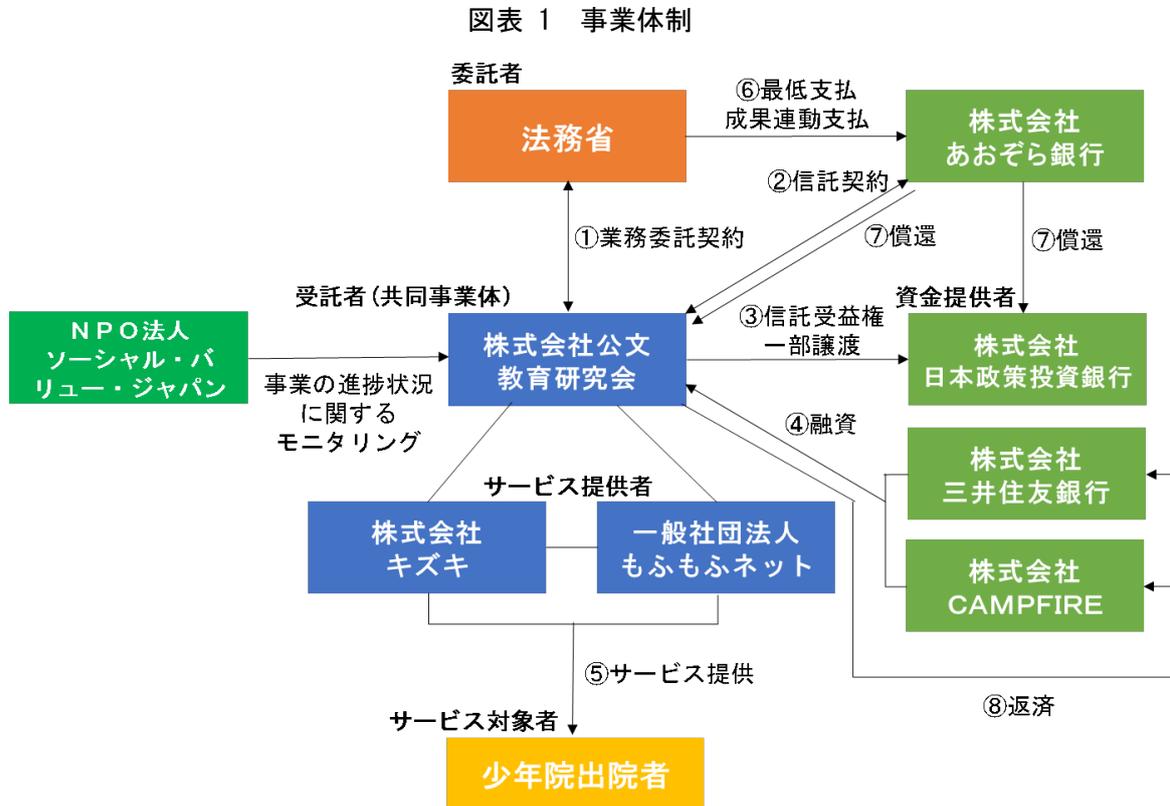
CAMPFIRE社がクラウドファンディングにより一般出資者から集めた資金を

<sup>2</sup> <https://www8.cao.go.jp/pfs/actionplan.html>

<sup>3</sup> <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2020/decision0717.html>

【令和4年2月時点】

共同事業体に融資し、事業の成果に応じて共同事業体から返済を受けた後、一般出資者に分配する予定



#### ウ 事業スケジュール

令和元年度に再犯防止活動における成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究を実施し、その結果を踏まえるなどして、具体的な事業スキームの構築を行った。

その後、令和3年4月に本事業に関する公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示を行い、同方式による事業者の選定を経て、同年8月に事業者と契約締結及び事業開始となった。

事業期間は、令和3年8月から令和6年3月までの約2年8か月間である。なお、事業期間の設定に当たっては、支援対象者数の確保、少年院出院後最長1年の支援期間の確保等、本事業を通じた成果を担保する観点から検討を行った。そのうちサービス提供期間は、令和3年8月から令和6年2月までの約2年7か月間である（事業期間のうち令和6年3月については、事業者による事業の実施結果の報告及び成果指標に関する評価等のみを実施する）。

【令和4年2月時点】

図表 2 事業スケジュール

	令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
庁内検討																								
(導入可能性調査)																								
契約締結																								
サービス提供																								
評価																								
支払	最低支払																							
	成果連動支払																							

エ 評価手法

① 成果指標の設定

本事業では、官民連携のきめ細やかな学習支援による学びの継続と充実を通じた再犯・再非行の防止を目指している。

そこで、成果指標として、

- ・ 学習支援計画の策定数
- ・ 支援の継続率
- ・ 学習支援計画の見直し検討の回数
- ・ 再処分率
- ・ 専門家によるアセスメントの結果
- ・ 学習支援計画上の目標達成率

を設定した。成果指標の設定にあたっては、法務省から事業者に対し、仕様書において例示をした上で、提案を求め、法務省と事業者との協議によって最終決定とした。

図表 3 成果指標

項目	内容
【プロセス指標①】学習支援計画の策定数	学習支援計画の策定数／支援対象者として法務省が選定した数
【プロセス指標②】支援の継続率	支援対象者に支援を実施した総月数／受託者が設定した学習支援計画（対象者全員分）における支援の計画総月数
【プロセス指標③】学習支援計画の見直し検討の回数	支援対象者に学習支援計画見直しの検討を実施した総回数／受託者が設定した学習支援計画（対象者全員分）における見直し検討の総回数
【アウトカム指標①】学習支援計画上の目標達成率	支援終了時に支援計画上の目標を達成した者の数／支援を開始した者の数

【令和4年2月時点】

項目	内容
【アウトカム指標②】専門家によるアセスメント結果	学習支援終了時に専門家によるアセスメントを実施し、支援の必要性等を点数化 同点数が出院時よりも下がった者の数／支援を開始した対象者数
【アウトカム指標③】再処分率	比較対照群の再処分率を「100」とした場合の、本事業の支援対象者の再処分率

## ② 評価方法

支払額を決定するための成果の評価は、法務省と事業者とがあらかじめ協議の上で定めた基準に従い、法務省が行う。

なお、法務省が評価を行うに当たって必要となる情報は、一部を除き、受託者が準備することとなっているが、法務省への提出に当たっては、受託者においてNPO法人ソーシャル・バリュー・ジャパンの協力を得て、当該情報が客観的なものであるか、成果指標に関する情報であれば適切に測定されたものとなっているか等の精査を行うとともに、その結果を踏まえ、事業者の取組状況に関し、改善すべき点があるか等の事業に関するモニタリングを行う。

## オ 支払条件

各会計年度における支払額は、委託契約において定めている。

なお、成果指標と同様に支払条件についても、法務省から事業者に対し、仕様書において例示をした上で、提案を求め、法務省と事業者の協議によって最終決定とした（詳細は以下のとおり）。

図表 4 成果指標と支払条件について

【プロセス指標① 学習支援計画の策定数】			
		達成状況	支払割合
評価	A	80%以上	100%
	B	20%～79%	達成割合と同一の割合
	C	20%未満	0%

【プロセス指標② 支援継続率】			
		達成状況	支払割合
評価	A	80%以上	100%

【令和4年2月時点】

	B	25%～79%	達成割合と同一の割合
	C	25%未満	25%

【プロセス指標③ 学習支援計画の見直し検討の回数】			
		達成状況	支払割合
評価	A	80%以上	100%
	B	20%～79%	達成割合と同一の割合
	C	20%未満	0%

○【アウトカム指標① 学習支援計画上の目標達成率】			
		達成状況	支払割合
評価	A	80%以上	100%
	B	40%～79%	達成割合と同一の割合
	C	40%未満	0%

【アウトカム指標② 専門家によるアセスメント結果】			
		達成状況	支払割合
評価	A	80%以上	100%
	B	40%～79%	達成割合と同一の割合
	C	40%未満	0%

○【アウトカム指標③ 再処分率】			
		達成状況	支払割合
評価	A	70%未満	100%
	B	70%以上 80%未満	75%
	C	80%以上 90%未満	50%
	D	90%以上 100%未満	25%
	E	100%以上	0%

(出所) 法務省提供資料より作成

図表 5 各年度における成果指標と成果連動支払額の割合について

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
--	-------	-------	-------

【令和4年2月時点】

成果連 動支払 額 A	【プロセス指標①】学習支援計画の策 定数	38%	33%	—
	【プロセス指標②】支援継続率	48%	47%	70%
	【プロセス指標③】学習支援計画の見 直し検討の回数	14%	20%	30%
成果連 動支払 額 B	【アウトカム指標①】学習支援計画上 の目標達成率	—	—	42%
	【アウトカム指標②】専門家によるア セスメント結果	—	—	28%
	【アウトカム指標③】再処分率	—	—	30%

(出所) 法務省提供資料より作成